

2020/05/19

日本文理大学 学生 各位

「新型コロナウイルス感染防止のための行動指針」の改定について

4月2日（木）にお知らせした『行動指針』を以下のとおり改定いたしましたので、お知らせいたします。なお『緊急事態宣言及び特定警戒都道府県の発令に伴う留意事項』については、政府や大分県などの指針等により、変更となる場合があります。

「新型コロナウイルス感染防止のための行動指針」

【 感染防止のための行動指針 】

①手洗いや咳エチケット等の感染症対策の徹底

- ・外出の際は必ずマスクを着用する
- ・石鹸と流水による手洗い（30秒以上）、アルコールによる手指消毒、うがいを徹底する

②体調管理の徹底

- ・毎日、「健康観察チェック表」を利用して体温の測定・記録を行い、体調チェック

を必ず行う

- ・体調不良の場合は大学に電話連絡（連絡先：教務・学生支援担当 097-524-2706）

し、対応について相談する

③不要不急な外出や集まりは控える

- ・不要不急な外出や会合（行事、私的を含む懇親会等）への参加は、感染防止に配慮し、各自の判断・責任で行動してください
- ・密集・密接・密閉の3条件が重なる場所でのアルバイトや集まりを避ける

【 緊急事態宣言及び特定警戒都道府県の発令に伴う留意事項 】

- ・都道府県をまたいだ移動を自粛する
- ・都道府県をまたいだ就職活動を行う場合は、事前に進路開発センターに相談する
- ・特定警戒都道府県をまたいだ移動を行った場合は、帰県後2週間不要不急の外出を自粛する（対象地域を通過しただけであれば除外）

※ 5月7日から当面の間は遠隔にて講義を行います。同期間中は学内への入構を制限しているため「受講に関すること」、「必要かつ緊急を要する対応」、「諸事務手続き」等、やむを得ない事情がある場合に限り、正門からの入構を許可します。（平日 8:50~19:00）
なお、入構の際は必ずマスクを着用し、手指の消毒をしてください。また、用事が終了した後は速やかに帰路に就いてください。

以上